

## 【事例 H27-07-02】神奈川県

### 自殺未遂者支援事業 ～ベッドサイド法律相談事業～

自殺未遂者は、再び自殺を企図する可能性が少なくないと言われる。したがって、自殺対策としても、自殺未遂者に対する外科的・精神的処置に加えて、法的対応も含めた包括的な支援が有効かつ重要であるとの認識に立ち、救命救急センターをはじめとする医療機関との連携を取り、法的問題を抱える自殺未遂者に対する支援事業（ベッドサイド法律相談事業）を開始した。

【実施主体】神奈川県司法書士会

【大綱の分類】7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ②

【事業予算】平成26年度 163千円（163千円）

【利点】

- ・自殺企図に至る要因の一つと思われる法的問題につき、法律専門職が早期に介入することで、自殺未遂者の精神的安定や、その後の生活の環境整備に繋げることができる

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

自殺対策においては様々な問題に対する重層的な支援が必要であり、司法書士においても同様の視点で各種業務を捉える必要がある。過去においても、個別の案件については各司法書士がハイレベルな法的処理を各々で行ってきた。しかしながら、減少傾向にあるとはいえ、決して少なくない年間自殺者数の現状などを鑑みるに、上記の点を改めて意識した業務姿勢の確立や、組織的な取組を行うべきであると認識することになった。

【計画を立てる上での工夫等】

神奈川県司法書士会の法務総合事業部において、本事業を含めた自殺対策事業全般を担当する専門部署を設置し、組織的な取組みを行なえるようにしている。

【事業の工夫点】

- ・連携医療機関だけでなく、県内各所の転院先医療施設にも、司法書士が出向いて対応することが出来るよう、初期対応のための司法書士（約10名）を県内にバランス良く配置・選任
- ・初期対応すべき司法書士リストを、上記連携先医療機関等に提出
- ・本事業は、体制のみ整えれば可能な事業ではなく、ベースとして、常日頃の医療関係者との「顔の見える付き合い」が重要である。したがって、各種会議や学会などへの積極的な参加や、多職種合同による事例検討会の開催などを、今後においても行っていくことが必要である。

【具体的な内容・実施の過程】

本事業では、現在、横浜市立大学附属市民総合医療センター、北里大学病院をはじめとする医療機関等との間で連携を行っている。今後も、県内各所の医療機関等に対して、連携のための提案を行う予定である。

～「生かす」から「生きる」を支援へ～

具体的には、自殺企図により上記救命救急センター等に搬送された患者について、同センターの医師や医療ソーシャルワーカーが専門的な聴き取りを行った結果、法的を抱えていることが判明した場合に、同センターからの相談員派遣要請に応じて、司法書士が早期に出向いて患者の法的問題に関する対応を行うものである。なお、平成26年度までは、地域自殺対策緊急強化基金を活用して本事業を行っている。

患者は、救命センターあるいは転院先医療施設から退院した後の生活や法的問題について大きな不安を抱えている。特に退院後は、救命救急センター等の関係者が患者のケアを継続することは困難であるため、可能な限り、退院前の段階で司法書士が相談に乗ることで、各種問題について想定される対応などを説明し、退院後の生活の筋道を付けるなどすることで、まずは退院後の状況に関する不安を取り除いてもらうことを主眼としている。そして、患者が居住する地域において、主治医や他の精神保健福祉関係者、行政関係、その他支援機関などとの連携・調整をはかりながら、法的問題の処理については司法書士が対応していくといったものが、本事業の概要である。

幸いにも一命を取り留めた患者の「地域における見守り」のための環境を整えることで、自損行為を行う前とは違った状況で生活していけるように支援することを目標としている。

なお、ここで、本事業の「ベッドサイド」とは、救命救急センター等に入院中の患者の枕元で、司法書士が聴き取りを行うことのみを指すものではなく、医療施設内の相談ブースや、患者の転院先の医療機関や退院後の自宅など、患者の動向次第で対応可能な幅広い相談スタイルを対象としている。

#### 【成 果】

- ・本事業の利用形態の広がり
- ・自殺未遂者への対応のみならず、他の要因により入院を余儀なくされた患者についても（病気・事故など）、司法書士が医療機関等に出向いて相談等を行う
- ・多様な入院患者の法的問題に対応することで自殺予防にもつながる
- ・連携する医療機関等の医師や医療ソーシャルワーカーとの間において、患者や医療現場に関する情報や知識、法的問題点などの認識についての相互共有が更に深まることで、より適切な支援につなげることができる

#### 【補 足】

- ・脳に機能障害等を負ってしまった患者については、転院先の確保、その他各種事務の処理等のために、成年後見制度を利用するなどして支援するケースが増えている。
- そのため、同制度に関する知識を有する司法書士の派遣や、司法書士会の関連団体である成年後見リーガルサポートとの内部連携なども意識して取組を進めていく必要がある

#### 【課 題】

- ・多様な場面・スタイルにおける「医療・福祉と司法の連携」をさらに進めていくことが重要である。
- ・自殺未遂者等の支援においては、地域における医療・福祉・司法などの複合的な支援について、総合的なコーディネーターとしての役割を担える人材を配置し、必要な場合には同人材を派遣して法律相談に同席してもらうなど、柔軟に活動することが可能な専門職の育成・配置が望まれる。

【事業種別】 強化モデル事業

【準備期間・人数】

(人数)

- ・自死・医療現場問題ワーキングチームに所属する司法書士 5～6 名
- ・本事業対応可能司法書士名簿に登載されている司法書士 21 名

(※準備期間については、特にありません)

【予防段階】 2次

【自治体規模】 人口 910 万人 (平成 27 年 1 月 1 日現在 神奈川県人口統計調査結果より)

財政規模 平成 26 年度当初 一般会計 1 兆 8,650 億 700 万円

【自治体負担率】 国庫補助 10/10 (自殺対策緊急強化基金を活用)

【事業対象】 自殺未遂者

【支援対象】 自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】 神奈川県司法書士会 法務総合事業部社会問題対策委員会 自死・医療現場問題ワーキングチーム

TEL: 045-349-9977

FAX: 045-349-9900

E-mail: ryuji.smz@gmail.com

【参考資料・文献】 特になし

【作成日】